

調達管理番号： 20a00265

国名： 東ティモール国

担当部署： 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名： 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（水利組合組織化強化）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 水利組合組織化強化
- (2) 格付： 3号
- (3) 業務の種類： 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2020年8月下旬から2021年5月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 1.80M/M、現地 4.50M/M、合計 6.30M/M
- (3) 業務日数： 国内準備 27日、現地業務 135日、国内整理 9日
 - ・ 第一次派遣： 国内準備 21日、現地業務 75日、国内整理 2日
 - ・ 第二次派遣： 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 2日
 - ・ 第三次派遣： 国内準備 3日、現地業務 30日、国内整理 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) 見積書提出部数： 1部
- (3) 提出期限： 7月22日(12時まで)
- (4) 提出方法： 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- ◇ 評価結果の通知： 2020年8月6日（木）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

類似業務	水利組合管理にかかる各種業務
対象国／類似地域	東南アジア地域／全途上国
語学の種類	英語／インドネシア語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」）において、農業は非石油輸出額の約 80%を占め、就業人口の約 65%が従事する重要な基幹産業である。現在は、石油や天然ガス等の資源収入が GDP の約 80%を占めており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいて、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題となっている。

こうしたなか、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP）を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の増加、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020 年までに食料自給達成を目標としているが、2019 年におけるコメの自給率は約 30%であり、国内のコメ消費量の約 70%を輸入米が占めている。国内のコメ生産量の低下に伴い、輸入米の流入量は年々増加を続けており、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。コメ増産を目指す上で、コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。加えて、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメ作付面積は 2008 年 46,000ha をピークにその後減少を続けており、2015 年に 42,000ha となっている。

上記に鑑み、JICA は東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に合意し、2016 年 9 月に開始した。本プロジェクトでは、農業水産省（MAF）の関係各局（農業園芸普及局、灌漑水利用管理局、農業通商局）及び観光商工省（MTCI）の各局（調達・倉庫備蓄局、国家流通センター（NLC））を対象に、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③コメブランド化のための国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り／配布システムの改善、⑤プロジェクトから得られた教訓の共有を通じた政府による国産米振興、を行うことにより、コメのバリューチェーン（生産、加工、流通、配布、販売及び消費）の改善を通じたコメ生産による対象地域の農家世帯の農業所得の向上を図り、もって農家世帯の生計向上に寄与する計画である。

本プロジェクトは、2016 年 9 月から 2021 年 9 月まで 5 年間の実施を予定しており、「チーフアドバイザー」、「稲作技術」、「農産物流通・販売」、「コメ買い取り／配布システム」及び「業務調整」の 5 名の長期専門家が派遣されてきた。

本プロジェクト成果 2 の対象地域のうち、マリアナ I 灌漑スキームは既存の水利組合が灌漑管理を実施する一方、ブルト灌漑スキームは無償資金協力「ブルト灌漑施設

改修計画」(2013年12月～2017年3月)によって暫定的水管理システムが構築され、2017年3月より運営が開始された。事業実施中に水利組合の設立を完了させる予定であったが、東ティモール特有の伝統的水管理人との協議・合意形成を含む綿密な調整が必要とされ、その結果、同事業のソフトコンポーネント活動において、伝統的水管理人とMAF雇用の技術者による暫定的な水管理システムを構築した。2017年3月から5月にかけて水利組合組織化の短期専門家を派遣し、2018年、2019年に水利組合分析の運営指導調査が実施された。その結果、支線水路レベルでの組織化、支線水路間の水配分システムの創設、水利組合の活性化、伝統的制度も活用した水利費の徴収が提言された。加えて、2016年度に「灌漑維持管理」短期専門家による現地調査が実施され、両灌漑スキームにおける灌漑維持管理の現状が取りまとめられ、2019年度に計3回にわたり短期専門家が派遣され、施設の維持管理方法、ゲート操作が技術移転された。

水利費支払いに関し、マリアナI灌漑スキームは、施設供用当初は多くの受益者が支払いを実施していたが、現在は殆ど徴収できていない状況にあり、結果、ゲートのオイル交換等も不十分となり、施設老朽化の原因の一つになっている。ブルト灌漑スキームは、施設供与開始直後に一部の受益者のみが支払いを実施したが、現在は全く徴収できていない。上下流間の水配分は、農民による無許可でのゲート操作や、当初の目的外の取水が一部に見られ、水利組合による紛争調停能力強化が求められている。

本専門家は、両灌漑スキームにおける水管理システムの運営状況を含む水利組合組織化の現状を再分析し、水利組合組織規定に基づき、特に水利費の徴収と支線間の水配分調整機能強化に向けた支援を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の業務を行う。

マリアナI灌漑スキームにおいては、既存の水利組合の運営状況を把握し、水利費徴収およびそれを利用した水利施設の運営管理の枠組みを検討、実施を支援する。ブルト灌漑スキームにおいては、新たに創設された水利組合の機能を強化し、水利費の徴収と支線間の水争いの調停能力強化に向けた支援を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 第一次国内準備期間(2020年8月下旬から9月上旬)

- ① 既存のJICA報告書、東ティモール政府作成の関連報告書、現行マニュアル等を参照し、東ティモールの農業・農村開発セクターの現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた東ティモール農業セクターにおける協力の概要及び本プロジェクトの背景・現状を把握する。
- ② 派遣済短期専門家による専門家業務完了報告書、運営指導結果報告書、水利組合組織規定を参照し、両灌漑スキームにおける水利組合組織化強化にあたって残された課題を把握する。
- ③ JICAがこれまでに東南アジア地域(インドネシア、ラオス、ベトナム、ミャンマー等)において実施してきた水利組合組織強化の活動の取り纏めを行い、同技術・経験の東ティモールへの活用の可否について分析する。
- ④ 上記①～③に基づき、活動方針・行程を検討する
- ⑤ JICA経済開発部、JICA東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームへ活動方針・行程を連絡の上、現地における業務内容を整理する。

- ⑥ ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。

（2）第一次現地業務期間（2020年9月中旬～2020年11月下旬）

- ① 現地調査開始時に、JICA 東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 両灌漑スキームにおける水管理システムの現状と課題を把握する。
- ③ 上記②を踏まえ、関係者（MAF 灌漑担当局、MAF 県事務所、灌漑受益農家、水利組合役員、幹線水路ゲートキーパー、支線水路水管理人）と、水利費の徴収・管理方法、徴収した水利費の使用方法、水争いが生じた際の解決方法について再確認、協議する。
- ④ 両灌漑スキームにおいて、受益者台帳（受益者のリスト、用地図）の作成方針及び方法について関係者と協議する。
- ⑤ マリアナ灌漑スキームにおいて、既存の水利組合の再活性化を図り、持続的な組織運営を提案する。
- ⑥ ブルト灌漑スキームにおいて、支線間の水配分について利害者の調整を行い、2019/20年雨季作期にみられた、水争いが生じないよう関係者と調整する。
- ⑦ 上記③～⑥の協議内容について、関係者に対する説明会開催を支援する。関係者の意見交換を通じて、水利組合組織規定に基づく水管理システムを周知、支援する。必要に応じ、規定の改定を提案する。
- ⑧ 両灌漑スキームにおける、水利費徴収に向けたロードマップ、計画を提示する。
- ⑨ 上記②～⑧の内容についてとりまとめ、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、説明する。
- ⑩ JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

（3）第二次国内準備期間（2021年1月中旬）

- ① JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームへ活動方針・行程を連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。

（4）第二次現地業務期間（2021年1月中旬～2月中旬）

- ① 現地調査開始時に、JICA 東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 両灌漑スキームにおける水利調整の実態を確認し、第一次活動において合意形成された内容が、実行に移されているかモニタリングする。
- ③ 両灌漑スキームにおいて、受益者台帳の作成状況をモニタリングする。
- ④ モニタリングの結果を踏まえ、必要な軌道修正、関係者間の調整を実施する。

- ⑤ 水利費徴収に向けたロードマップを改訂し、水利費徴収の準備を進める。
- ⑥ 上記②～⑤の内容についてとりまとめ、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、説明する。
- ⑦ JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(5) 第三次国内準備期間（2021年4月中旬）

- ① JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームへ活動方針・行程を連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ② ワークプラン（英文）を作成し JICA 経済開発部による確認ののち提出する。併せて、JICA 東ティモール事務所及び日本人専門家チームにもデータを送付する。

(6) 第三次現地業務期間（2021年4月中旬～5月中旬）

- ① 現地調査開始時に、JICA 東ティモール事務所、日本人長期専門家チーム及び C/P 機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 両灌漑スキームにおいて、収穫期に合わせ水利費の徴収を開始し、徴収活動の実態をモニタリングする。
- ③ 両灌漑スキームにおいて、受益者台帳の作成状況をモニタリングする。
- ④ モニタリングの結果を踏まえ、必要な軌道修正、関係者間の調整を実施する。
- ⑤ 第一次現地業務、第二次現地業務、第三次現地業務②～④の結果を踏まえ、水利組合組織強化に向けた今後の課題と成果 2 におけるプロジェクトの活動案を提案する。
- ⑥ 上記②～⑤の内容についてとりまとめ、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、説明する。
- ⑦ JICA 東ティモール事務所及び日本人長期専門家チームに現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

(7) 帰国後整理期間（2021年5月下旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文・英文）を作成し、監督職員に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(1) ワークプラン（各現地業務開始時）：

和文 3 部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ各 1 部）

英文 4 部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書（各現地業務終了時）：

和文 3 部（JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ

各 1 部)

英文 4 部 (JICA 経済開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部)

- (3) 専門家業務完了報告書：和文 3 部、英文 4 部
2021 年 5 月 26 日までに JICA 経済開発部に報告し、提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本→デンパサール（インドネシア）→ディリ（東ティモール）→デンパサール→日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

- ② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地業務期間中に派遣されている予定の専門家のみ）

- ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ) 稲作技術（長期派遣専門家）
- ウ) 農産物流通・販売（長期派遣専門家）
- エ) コメ買い取り／配布システム（長期派遣専門家）
- オ) 業務調整員（長期派遣専門家）

- ③ 便宜供与内容

当機構東ティモール事務所またはプロジェクトチームによる便宜供与事項は、以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ

あり

- エ) 通訳備上

必要に応じて、プロジェクトが通訳（英語⇄テトゥン語）を備上予定。

- オ) 現地日程のアレンジ

各現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ、及び必要に応じ同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

必要に応じて、プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)
 - ・「東ティモール国 ブルト灌漑施設改修計画準備調査報告書」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012673.html>)
 - ・「東ティモール民主共和国 マリアナI灌漑施設改修計画基本設計調査報告書」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169806.html>)
 - ・「東ティモール民主共和国 マナツト県灌漑稲作プロジェクト終了時評価調査報告書」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000254552.html>)
 - ・「東ティモール民主共和国 マナツト県灌漑稲作プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019524.html>)
 - ・「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 事業事前評価表」
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf)
 - ・東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html>)
- ② 本業務に関する以下の資料をJICA経済開発部農業・農村開発第一グループ (TEL:03-5226-8417) にて配布します。
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト現地調査報告書」
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 専門家業務完了報告書 (灌漑維持管理並びに水利組合)」
 - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 運営指導調査報告書 (水利組合)」
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (outm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル:「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範

困を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結するため、年度を跨る現地業務・国内業務を実施可能です。また、会計年度毎の精算は不要です。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や東ティモール政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定致します。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上